

教育厚生委員会会議録

日時 平成21年12月9日(水) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後2時50分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 進藤 純世
副委員長 土橋 亨
委員 前島 茂松 渡辺 亘人 皆川 巖 堀内 富久
金丸 直道 丹澤 和平 清水 武則

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 古屋 知子 教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀
理事 藤原 一治 次長(総務課長事務取扱) 鷹野 勝己
福利給与課長 古屋 成和 学校施設課長 芦沢 一 義務教育課長 佐野 勝彦
高校教育課長 奥田 正直 新しい学校づくり推進室長 松谷 荘一
社会教育課長 大堀 修己 新図書館建設室長 篠原 昭彦
スポーツ健康課長 相原 繁博 学術文化財課長 三枝 仁也

福祉保健部長 小沼 省二 理事 清水 享子 福祉保健部次長 古屋 博敏
福祉保健部次長 杉田 雄二 福祉保健部参事 水谷 均
福祉保健総務課長 三枝 幹男 監査指導室長 前嶋 修
長寿社会課長 桐原 篤 国保援護課長 山本 節彦 児童家庭課長 清水 郁也
障害福祉課長 深尾 嘉仁 医務課長 山下 誠
県立病院経営企画室長 篠原 道雄 衛生薬務課長 清水 利英
健康増進課長 荒木 裕人

議題 第126号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例中改正の件
第127号 山梨県医師修学資金貸与条例中改正の件
第128号 山梨県学校職員給与条例等中改正の件
第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの
第136号 動産購入の件
請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて
請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて
請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて
請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3
請願第21-10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについての請願事項の3のうち個人向けに係るもの
請願第21-11号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求めることについての請願事項の3のうち個人

請願第21-13号 向けに係るもの
教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第21-10号及び第21-11号は採択すべきもの、請願第19-17号、第20-7号、第20-12号、第21-7号及び第21-13号は継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時5分から午後0時8分まで教育委員会関係の審査を行い、休憩をはさみ午後1時33分から午後2時50分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第126号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第128号 山梨県学校職員給与条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第136号 動産購入の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第21-13号 教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求めること
について

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めること
についての請願事項の3

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(懲戒処分を受けた教員の管理職への登用について)

皆川委員 昨日、本会議で内田議員が質問をいたしました政治資金規正法違反、虚偽記載罪で略式起訴されまして罰金刑の刑事処分を受け、さらに、県教委から停職3カ月の懲戒処分を受けた山梨県教職員組合の当時財政部長だった人が、3年後に教頭に昇進したという問題で二、三お伺いしたいと思います。
まず、校長・教頭人事が筆記試験と口頭試験で決まるというふうになっているようですけれども、筆記試験につきまして以前、試験の内容と申しますか、問題自体を県教委で作成しており、最近になって外部発注になったという話があるんですが、これはどうなんですか。

佐野義務教育課長 筆記問題につきましては、内部でつくっております。

皆川委員 では、いまだに内部で問題をつくっているということですね。
この問題をつくるのはだれですか。

佐野義務教育課長 委員会の中の人事担当で作成をしております。

皆川委員 人事担当と申しますと、義務教育課長、あなたも入ってやっているということですか。

佐野義務教育課長 作成段階ではかかわっておりませんが、最終段階でチェックはいたします。

皆川委員 自分たちのいろんな人間関係がありますよね。いろんな採用試験について、そういうことが疑われては困るから、今は、警察官にしても何にしても、ほ

とんど外部発注をしていますよね。そのように公正を期して問題を外部発注しないで、内部でつくったのでは漏れる可能性だってあるわけですよね。同じ教員が教育委員会に来ているんだから、友達もいるだろうし、そういうことは気になりませんか。

佐野義務教育課長 問題の作成にかかわる者はごく少数でございまして、私も含めまして、最終的な時点で知るということになっています。したがって、私たちといたしましても問題の漏えいにつきましては、万全の注意を払っております。

皆川委員 そう言っても、あなただって、もとは教員として現場にいたんでしょう。そういう教員同士というのは人間関係があるわけです。これは絶対に疑われます。そういう元教員がつくっているんだから、これはまずい。公正を期するために、やはり、今の事由で外部発注すべきではないでしょうか。この点について、このまま自分たちでつくってやるのか、それとも公平を保つ意味で今後、外部発注するのかという考えについては、どうですか。

佐野義務教育課長 その問題につきましては、教員採用検査の問題作成も絡めて、今後、いろんな場所において検討していきたいと思っております。

皆川委員 では、しっかり検討してください。これは、やはり、公平を期さなければいけないし、いろいろ今言われているさなかだけに、疑われるということはまずいです。

それで、筆記試験でだれが何点とったかという結果については、県教委の中でだれがわかるわけですか、知るわけですか。

佐野義務教育課長 採点の過程に関しましては、すべて仮番号を打ちまして採点を行っております。最終的な段階でそれを一覧表といたしまして、義務教育課長それから人事担当の主幹がそれらを審査いたしまして、教育委員会で説明をしております。

皆川委員 義務教育課長と主幹、2人だけですか。

佐野義務教育課長 その過程におきましては、総務課長にも見ていただいておりますし、教育長にも見ていただいております。

皆川委員 わかりました。

では、次に、口頭試験のほうですけれども、県教委のだれが面接官になっているんですか。

佐野義務教育課長 管理職登用に関しましての面接試問につきましては、教育委員の方にも参画していただいておりますし、教育委員会内の各課長それから総括課長補佐等に面接試問をやっていただいております。

皆川委員 面接のときに初めて県教育委員会の教育委員が入ってくるわけですね。そのとき、面接官になる人の面接資料がありますね。その中には経歴書は当然ありますよね。あるなら、その経歴書に、賞罰として刑事罰は当然記載されていますよね。

佐野義務教育課長 経歴のところにはそういうことを書くところがございませんので、記載されておられません。

皆川委員 ちょっと待ってよ。普通は、会社の採用試験だって、賞罰のところは書いてあるでしょう。それは、書いていないのですか。こんなことはおかしい。賞罰が書いていない経歴書。何で書かせないんですか。

佐野義務教育課長 賞罰等については、書くとしたらそれ以外のところを書くところがございますけれども、それはあくまでも本人が書くものでございまして、本人の申告ということになってしまいます。

皆川委員 例えば、犯罪歴のある人が書かなくてもいいということですか。そういう人を校長や教頭にしてもいいということですか。賞罰を書かないということは、極端な例はそういうことでしょうか。あなた方はそんな甘い面接をしているんですか。教えてください。

佐野義務教育課長 先ほど申したとおり、その辺につきましてはこちらで調べることができませんので、本当に、本人の自己申告ということになっております。

皆川委員 ちょっと待って、調べることはできないんですか。あなた方、教頭になる人、校長になる人の過去の犯罪歴とか全然調べないんですか。それで、どんどん面接をしているわけですか。調べなかったら書かせるべきではないんですか。
教育長、どう思いますか。

松土教育長 本当のところを申し上げておきます。これは全然責任回避するわけではございませんが、私は、まだ直接、自分の経験として指摘したことの無い部分でございまして、ただ、推測で物を言っただけではいけませんということを先にお言います。

面接の時点では、面接試問に対する本人の答えというものに対して同じ土俵で評価を与える、そして、昨日も申し上げたわけではございますけれども、総合的にというところで、賞罰等も含めて検討したというふうに私は考えております。

皆川委員 では、面接官が面接する段階においては賞罰は抜きにして、そのほかのことを資料にしてやり、その後、賞罰も含めて総合的な評価をするわけですね。全く、賞罰を度外視するなんてことはないですね。そこを聞かせてください。

佐藤教育次長 面接におきましては、賞罰等は加味することなく、教員の資質としてやってきたことを審査、試問をしております。面接官にも当人の個人情報等は、できるだけ意図的なものが働かないようにするためにしております。

一方、総合的な、最終的な判断の段階では、当然、賞罰ともに教育委員会の内部において吟味した上で判断をさせていただくものでございます。

皆川委員 わかりました。

それで、けさの読売新聞に、こういうことが書いてあるんです。義務教育課長が、この男性教員については車の速度違反で免許停止になったようなもので、停職3カ月の懲罰処分を終えており問題はないと言っているんです。

この感覚はちょっとおかしい。あなたは、車の速度違反と政治資金規正法による虚偽記載罪の刑事処分が、全く同じだと思っているんですか。聞かせてください。

佐野義務教育課長 これは、他に処分歴のある者が登用された例はあるのか、それは問題ないのかという趣旨の記者の質問に答えたものでございます。山教組の事案と同列には扱えないが、速度違反で罰金刑の処分を受けた者が登用されたことはある。そして、基準はないのかという質問に対しまして、一般論として、一度の過ちで、更生した者の未来を一律に閉ざすのは困難ではないかと答えております。その記事は、発言の一部を登載したものでございます。大変、私は残念だと思っております。

皆川委員 新聞の記事を読む限りでは、これが本当であるならば、見識を疑います。スピード違反と虚偽記載罪の刑事罰が同じだなんて考えたら、これは、もう教育者としてなっていない。とても、その人が面接官だと思えない。そうでしょう。

けれども、あなたが今言ったようにそれは違うんだということであって、どちらが正しいだなんてここで議論できませんので、あなたの言ったことが正しいとしか言いようがないよね。ここに新聞記者がいたら聞きたいぐらいだけれども。

しかし、非常に軽率な発言はしないほうがいい。速度違反なんていうのを出して論じるような問題ではない。そうでしょう。そんなことをやられたのでは、全く、何を考えて登用しているのかわからないじゃないですか。

やはり、教頭になるような人はそれなりの人格、見識を持っている人でなければいけないし、過去にそういう犯罪を犯したということは歴然たる事実なんだから、そういうものをチェックできないところに、県教委の弱さがあるんです。そうでしょう。

例えば、資料にだって載せなければいけない。それを載せないで、後で総合的に評価する。その総合的に評価するのは一体だれなんですか。筆記試験と面接点で総合的に評価しますよね。最初、それを知る人はだれですか。

佐野義務教育課長 義務教育課内で一たん書類を出していただきまして、それをそのまま総務課、それから教育長にお見せいたします。

皆川委員 やはり、これはブラックボックスの中だね。非常に透明性に欠けているといえますか。この中に義務教育課長と管理主事が入っているよね。現在の義務教育課長、管理主事、あなたも含めて、もと山教組の幹部経験者ですよ。そうでしょう。逆にいうと、今現在、管理主事で山教組の幹部職員でない人もいますか。

佐野義務教育課長 山教組のいわゆる幹部職員と言われる方、多分、6役を指していると思うのですが、私もそれではございませんし、義務教育課の管理主事の中で、過去にそういう職歴を持った者は、1名でございますけれどもいます。あとは、すべてそういう幹部ではございません。

皆川委員 幹部ではないけれども、山教組に入っているということですね。

佐野義務教育課長 山教組の組織率が90%ぐらいということは委員御存じだと思いますけ

れども、私も当然、昔は山教組に入っておりました。でも、今は当然のことながら、そういうことに一切関与しておりません。

皆川委員 山教組もいろいろいるよね。ただ単に山教組に入っている組合員。そうではなくて、そのちょっと上の段階、今言った支部の支部長とか、そういう役職の人はどうですか。

佐野義務教育課長 私も今、手元にそういう資料がございません。私のほうでもまたそれにつきまして、見てみたいと思っております。

皆川委員 世間では、山教組に入らないと人事で非常に不利益を受けると、だからみんな入るんだと、仕方がなく入るんだということが言われているんです。山教組の加入率が日本で一番高い90%以上だということは何だろうかということを考えて、人事というのが非常に大きいと思うんです。だれだって遠くへ行きたくないし、だれだって早く昇進したい。そういった意味で、私は、管理主事とか義務教育課長とかそういう人事を扱う人たちというのは、そういう人たちを選ぶときから、その辺を疑われないように、もっと公正な人事を行うべきではないかと思うんです。今のシステムは、非常にブラックボックスだよね。登用過程がよくわからない。そんな感じがします。余りいろいろ言ってもしょうがないので、最後に教育長にこのシステム、こういったことについて総合的にお話をいただきたい。

松土教育長 私の認識としましては、現行のシステムで、秘密を何としても保守しなければならない部分もございますので、ややもするとブラックボックスに入れる部分は否めない。ただ、その部分はひとつ重要でございますが。ただ、いろんな視点から、はっきり申し上げて山教組に絡むような部分で県民に疑いの目で見られるような部分は、こちらから積極的にそここのところの筋道を正して、正しいことが行われていることをアピールできるようなシステムに改良することを検討していこうと思っております。

(教育の政治的中立性について)

皆川委員 大体よくわかりました。質問を変えます。

先日、前三鷹高等学校の校長さんが昭和町で講演をやったんです。この人は都教委から言論の弾圧を受けたということで講演をしたんです。その中で質疑応答がありまして、そこで、小学校の現職の男性教諭が、山梨でも思い当たる節があると言っているんです。思い当たる節があるということは、山梨でもこういう言論弾圧があるんですか。

佐野義務教育課長 言論弾圧があるということについては、私たちは承知しておりません。

皆川委員 現職の小学校の先生が、山梨でも思い当たる節があると言っているんです。こういうことは調査する必要はないと思っておりますか。

その後、現職の教育委員が子供たちのために、山梨を東京のようにしないと約束すると言っているんです。これを読むと、だれだってそういうことが山梨でもあるのかなど。逆に言うと、東京の場合は日教組の組織率がうんと低い。だから、逆な状況が起きているのではないかという感じがするんです。

そもそも、この教育委員さんが、何でこの会議に出席したのかよくわからない。これは、本人が教育委員会を代表してここへ出席したのか、あるいは、

個人で出席したのか、先に聞きたい。

鷹野次長（総務課長事務取扱） その教育委員に確認をさせていただきました。個人的に参加をして、個人的な意見を申し上げたということでございます。

皆川委員 個人的な参加ですか。では、個人的な場合は、教育委員という立場であっても、山梨でもこういうことがあることを前提に、そういうことはしないというようなことを発言してもいいのでしょうか。

鷹野次長（総務課長事務取扱） 地方公務員法上は特別職になっておりまして、地方公務員法の規定の適用はございません。ただ、地教行法といたしまして、委員の服務について制限を加えている法律が別にございまして、その中で、委員会で知り得た事実は発言してはならない、あるいは、積極的な政治運動はしてはならないという規定はございます。ただ、個人的な考え方を外で発表してはならないという制限まではございませんので、個人的な教育に関する意見というのは発言できると考えております。

皆川委員 個人的な意見としてということは許されるということですか。私どもが見ると、県の教育委員会を代表するようなお立場にあるんだから、ある程度発言は慎重にしてもらいたいと思うんです。この点について教育長、どうですか。

松土教育長 御指摘いただきました教育委員の発言等ということではありますが、法とか制度上の背景は、今、鷹野次長から話をしたとおりでございます。教育委員会制度というのは、もともと、レイマンコントロールといいますか、教育の専門ではない自由な主義、思想を持った人が自由に発言し、そして、その合意に基づいて教育にいろんな角度から光を当てるという制度でございます。それはそれといたしまして、ただ、教育委員という肩書がついている人の発言というのは、皆川委員から御指摘があったとおり、それが制度の趣旨ということを一一般の人たちは通常は理解しないで、教育委員会の合議の結果の発言のようにとられる可能性が非常に大きいから注意しなさいという警鐘を鳴らしていただいたと理解しておりますので、法とか制度の趣旨とかは別の問題としまして、重大に真摯に受けとめて、そして、いろいろ気をつけていただくというふうにしたいと思います。

皆川委員 今のお答えで納得いたしました。本当に、ある意味では、日教組の会合に出て、マイクを持って、山梨ではそういうことをさせないようにすると約束するなんて言うてしまうと、いかにも、教育委員が中立性を欠いて日教組に加担しているように誤解を受ける。疑いを受ける。こういう疑いを受けることはやらないように、ぜひ、教育長から教育委員さんに優しく御指導をいただきたいと思います。そういうことでこれ以上言いませんけれども、とにかく、今こういう時期だから、本当にこういうことには慎重に対応していただかないと大変なことになると思います。教育の中立性を確保してということ、以上です。

（中高一貫教育について）

渡辺委員 県立高等学校の整備基本構想というのが10月に出ましたけれども、魅力と活力ある高校づくりに向けてという中で、中高一貫教育について、24ペ

一に書いてありますけれども、その欄で質問させていただきます。

中高一貫教育の中で、魅力ある高校づくりのため中高一貫教育についていろいろなことが述べられております。全国的には公立高校も158校、各都道府県によっていろいろな温度差があるという中で、私立高校も中高一貫があると聞いておりますけれども、現在の状況を教えてください。

松谷新しい学校づくり推進室長 全国の状況はどのようなものかという御質問と理解しますが、現在、中高一貫教育校は、中等教育学校という形と、中学校と高校を併設する形、それから連携する形という3つの形で法律上はなっております、全国的には、平成21年4月現在ですが、370校設置されております。そのうち、公立が168、それから私立が197、国立が5という状況になっております。

渡辺委員 そういう中で、本県では市立で甲陵高校というのが現在設置されておりますけれども、甲陵高校は何クラスで何人で状況がどういう状況か、果たして、中学校から入った生徒が高校を経てどういう状況にあるか。そういうことが、もし、教えていただけるのだったら、ここで教えていただきたい。

松谷新しい学校づくり推進室長 甲陵中学・高等学校は、併設型の中高一貫教育を実施しております。これにつきましては、平成16年4月から中学校が設置されております。その当時から、中学は1クラスで運営されておまして、高校は3クラスということになっております。現在、初年度の中学生在が高校3年生という状況ですので、いわゆる進学状況、卒業後の状況というのは、この3月に出るものと理解しております。

渡辺委員 そういう中で、県立の中高一貫校については、何か、導入することが望ましいというようなことを言われておまして、その後展開がないんですけれども、何か理由があるのでしょうか。

松谷新しい学校づくり推進室長 この中高一貫教育が平成11年に制度化されたわけですが、本県といたしましても平成10年より何度か協議会とか検討委員会とかを設置させていただいて、委員がおっしゃるように、導入が望ましいという方向で検討してまいりました。

ただ、いろいろ、小学校段階での受験競争というかそういうことの懸念とか、こういう生徒減少の時代にあって、例えば、中等教育学校とか併設の県立中学校をつくるということは本当にいいのかというような議論がございまして、なかなか踏み切れないといういろいろな議論がありまして、ここまですべて来ているという状況でございます。

渡辺委員 ちなみに東京大学へ行くことがベターではないんですけれども、そればかりが教育ではないと思いますが、耳に聞いているところでは、関西に灘高というのがありまして、灘高は私立だと思うんですけれども中学校があり、中学校3年間、高等学校2年間、ですから、高等学校2年のときには高校の勉強は既に終わっているそうです。あとの1年間は、いろいろなユニークなことをしながら受験を迎えたというようなことを聞いています。そういう学校もある中で、高等学校3年間で、頭に詰め込むだけ詰め込んで受験をさせるのではなくて、やはり、そういうことも1つの方法だと思うんですけれども、その点は課長、どうですか。

松谷新しい学校づくり推進室長 中高一貫教育について、国から法律上の指針が出ておりますが、その中では6年間のゆとりの中で特徴的な教育をするということがいいだろうということで、選択的に導入すべきだということが言われております。

委員がおっしゃるように、エリートというか受験に特化したような、そういった灘高、灘中というようなものというお話でございますが、現在は確かに、11年に制度化されて以来、10年くらいが経過しておりますが、各都道府県においてはそうした、はっきりと進学に特化したというようなことを明記している高校はございません。しかし、次代のリーダーを育成することを目標としている学校が、全国的にもかなりの数、設置されてきていると承知しております。

渡辺委員

今、課長さんのいろいろな答弁を聞いていまして、私は、あくまでも24ページの中で書いてあることを質問させてもらったんです。この中にも、先ほどの答弁の中でも、社会のリーダーとなる人材というようなこととか、設置場所とか設置時期、設置形態など、設置の検討を行う必要があるというようなことが書いてありますけれども、何か、検討委員会というか今後そういうような委員会を設置する考えはありますか。

松谷新しい学校づくり推進室長 この高等学校整備基本構想の24ページ、25ページに書かせていただいております内容でございますが、これまで検討してきた経過の内容を一度白紙に戻しまして、今、委員がおっしゃったような状況等も踏まえて、検討をしていくと。つきましては、ここにありますように早期に検討を進めますということでございますので、できるだけ速やかに、今年度中とははっきり、なかなか言えませんが、まずは、教育委員会内のワーキンググループとか検討委員会というようなものを設置いたしまして、庁内での基本的なところの考え方を整理していきたいと思っております。

渡辺委員

課長さん、ぜひお願いします。

それと、郡内の、例えば、富士吉田では富士学苑という学校が、私立ですが中学校を建設しまして、1クラス30人、もう建物をつくって入学の生徒を待つばかりになっているわけですが、我が富士吉田には県立で吉田高校という学校がありまして、県立高校ですが、ぜひ中学校を併設していただきたいなと考えた中でこの質問をさせていただきました。要望ですが、ぜひお願いします。

質問は以上です。ありがとうございました。

(懲戒処分を受けた教員の管理職への登用について)

丹澤委員

懲戒処分を受けた教職員の任用について、今、皆川委員も我々会派の内田議員も質問をしたわけでありまして、先ほど、皆川委員が新聞の義務教育課長さんのコメントを読んで、僕も朝これを見て何かちょっとおかしいなと思いましたが、車の速度違反で免許停止になった者と停職3カ月の懲戒処分を受けた、つまり、政治資金規正法で略式起訴といえども30万円の罰金を受けた人を同列に考えている。この新聞記事で見ると、同列と扱っていますよね。そういう意識でおられますか。

佐野義務教育課長

先ほど申し上げましたが、もう一回言わせていただきます。

山教組の事案と同列には扱えないが、速度違反で罰金刑の処分を受けた者

が登用されたことがあるというふうに私は申しております。

丹澤委員 御存じのとおり、交通違反というのは行政罰なんです。こちらは略式起訴といえども30万円の罰金を受けているんです。どこがもう一つ違うかというと、片方は故意というものがあります。交通違反というとどちらかといったら、故意にやる人もいるかもしれないけれども、ほとんどが過失でやっているということなんです。そこに、僕は大きな違いがあるのではないかと。にもかかわらずこれを引き合いに出して、交通違反ぐらいのものだという認識だとしたら、いささか違うのではないかという気がするんです。

佐野義務教育課長 繰り返しになりますけれども、同列とは私たちは扱ってはおりません。交通違反も、罰金につきましては刑事罰ではないでしょうか。

丹澤委員 罰金の場合、交通違反もそうです。しかし、一般的には交通違反というのは行政罰の反則金を納めればいいという程度の認識でしょう。交通違反で罰金を納めるというのは、重大な事故を起こすとか重大な過失があったとかそういうものに限られます。だから、それをそのように認識して言うておられるとしたら、この交通違反というのは軽微なものだということが頭の中であって、それが罰金という言葉になって、それを承知して言ったのではないかと思うんです。それはいいでしょう。

要するに、交通違反程度のもだから登用には何ら関係ないと、前科前歴は関係なしなんだということなのではないでしょうか。

佐野義務教育課長 私たちは、そういう意図でこのことを申しているわけではございません。先ほど申したとおり、こういう記事が書かれたことに対しまして、私は大変残念と思っております。

丹澤委員 山梨県の県教委は、こういう懲戒処分という件を受けて、前歴は一切不問に付すと、何ら幹部教員の採用試験には考慮しないということですね。

佐野義務教育課長 その者が懲戒処分を受けた時点で、十分厳罰を受けて、そのみそぎを受けているというふうに私たちは思っています。したがって、教育長の答弁のとおりでございます。

丹澤委員 別のことにしましょう。例えば、婦女暴行で先生が懲戒処分を受けたと、それは当然、懲戒免職になっている人もいられるかもしれませんが、そういう人が罰金刑になったと。この人と政治資金規正法でやられた人で、政治資金規正法はいいんだと、我が民主党の偉い人だからいいんだと、片方は婦女暴行、こちらはだめだと。この場合、どうなるんですか。

佐野義務教育課長 その事案等は同列には扱えないと私は思っております。

丹澤委員 それはどこがですか。

佐野義務教育課長 懲戒免職を受けたということでございますので、そのことにつきましては、私たちとすれば重く受けとめたいと思っております。

丹澤委員 懲戒免職ではない、懲戒免職なら登用も何もできないですから。仮に懲戒

処分を受けた人が残っていたと、その人が成績優秀で、何にも前歴は関係ないと、そういう人が試験を受けたときに、今の話を聞いていると、前歴のことは何もわからないわけです。賞罰なし。普通は褒めたことを書くんです。昔はこういうことをやっていました、いい人でした。でも、罰は書かない。でも、賞罰というのは両方を書くから初めてわかることであって、いいことばかり書いているんです。そして、登用する。先ほど僕が言ったように、婦女暴行みたいなことをやった人が懲戒免職にならないで生き残って試験を受けた、この人は優秀だと、みそぎは終わっていると、校長先生にしましょうということになりますか。

佐野義務教育課長 その点につきましては、総合的に判断する中で決定したいと考えております。

丹澤委員 総合的とおっしゃるその基準は何なんですか。要するに、この政治資金規正法はいいよと、規正法はいいけれどもこちらはだめだよというところがわからないじゃないですか。総合的といっても、それは恣意的じゃないですか。

佐野義務教育課長 それは、教育委員会内部で話し合いをする中で決めていきたいと思っております。

丹澤委員 そういうことは、全く基準がない。だって、今までは関係ないと、そういう前歴は一切わかりません、考慮のときにもそれはしませんということなのでしょう。全部その人が終わっているから、もう、懲罰を受けたから、もう、受けた時点で全部終わっているんだと。そうすると、全く考慮する機会というのはないということになるじゃないですか。

佐野義務教育課長 先ほど申したのは、面接試問まではそういうことについては一切考えておりませんが、最終段階におきまして、そこは教育委員会内部の中で総合的に判断していくということでございます。

丹澤委員 そうすると、内部の基準というのは、私らに公表できないと。政治資金規正法はいいよと、公職選挙法でもいいよと、けれどもほかの刑事罰はだめですよということなんですか。刑法犯はだめ、他の法律はいいという基準なんですか。

佐野義務教育課長 その点につきましては述べられませんけれども、私たちのほうでは、総合的に判断する中で決定していくというふうに考えております。

(教育の政治的中立性について)

丹澤委員 県民から疑惑を持たれないような登用をしてください。

せっかく今、政治的中立の話が出ましたので1つお尋ねをさせていただきます。教育公務員特例法では教職員の政治は中立でなければいけないというようなことが規定をされています。その中で、政治運動とされるものの中で、今度はあの人を入れてくださいよと言って、学校の先生が自分の教え子もしくは父兄に電話をした場合は、教育公務員特例法違反ですか。

佐野義務教育課長 当然、教員としての身分を利用してそういうことをした場合については、特例法違反と思います。

丹澤委員 身分を利用してということは、どのように具体的に判断するわけですか。

佐野義務教育課長 一般的な話でよろしいでしょうか。例えば、先ほど委員が申したとおり、自分の受け持っている保護者に対しまして、個別懇談の際に、終わったときにそのことについて依頼をすとかそういうようなことが、多分、私はいけないことだと思っております。

丹澤委員 この行政実例や判例などを見ると、たまたま、まちで行き会った人に声をかけることはあれですね。しかし、組合から何名電話をかけてこいと、個票を何名集めてこいと、こう言われて電話をかけて集めてくる。これは政治活動に触れますか。

佐野義務教育課長 先ほど申したとおりでございますけれども、教員の身分を利用して、さまざまなことを行ったことに関しまして、私は違反だと考えております。

丹澤委員 身分か身分でないかというのは大変難しい判断で、私は教員ではありませんと言えればいいわけですか。だれが見たってあの人は教員だと思っているわけです。うちへ帰れば私は教員ではありませんと、学校にいるときだけです。身分か身分でないか、言葉としては大体そうなのでしょう。では、電話をするときに、私は教員の立場で電話をしていませんと言うべきではないでしょうか。

佐野義務教育課長 例えば、自分が担任をしておりまして、その家にかけるときに、今言われたように、私は教員としてかけているのではないということを言ったとしても、それは当然のことながらおかしい話ですので、それはやはり、私はおかしいと思っております。

(弗化物洗口について)

丹澤委員 その問題は事例を挙げればたくさんあるんですけれども。改めてこんなことは言うまでもないことだと思うけれども、よく学校に教育公務員特例法の政治的中立ということ徹底してください。

次に、弗化物洗口について伺います。

今、山梨県内で弗化物洗口をしている学校は何校ありますか。

相原スポーツ健康課長 現在では、旧身延町の4つの小学校、それから2つの中学校で実施をしております。

丹澤委員 県平均の児童というのは12歳を標準にとるそうですけれども、県平均の12歳の子供の齲歯、虫歯の数はどれくらいですか。

相原スポーツ健康課長 平成20年度のデータでございますけれども、本県では2.0本でございます。

丹澤委員 先ほどやっている身延町の学校の平均でなくてもいいから、一番数の多い学校の齲歯の数がわかりますか。

相原スポーツ健康課長 多い学校は、3.53本でございます。

丹澤委員 弗化物洗口をしている率の高い学校の虫歯の数。

相原スポーツ健康課長 学校の中でどの程度洗口をしているかという数というのは、今、承知しておりません。済みません。

丹澤委員 僕は意地悪したわけではないけれども、皆さんに知ってもらうために、データがあります。

身延町の小学校6年生で弗素をやっている生徒数が一番多い学校で見ると、20年度に0.7本というデータがあります。とすると、県平均は2.0ですか。そうすると、弗化物洗口というのは、半分以下の効果が上がっているわけです。身延町で実施している学校というのは、弗化物洗口を強制的にやっているんですか。

相原スポーツ健康課長 厚労省から平成15年に出ておりますガイドラインによりますと、保護者の同意を得てするということになっておりますので、同意を得た児童について行われていると承知しております。

丹澤委員 この学校は、6年生の一番大きな組で30人という学校なんですけれども、この学校でも、父兄の意思を尊重したり、生徒自身の意思を尊重して、弗化物洗口をやっているわけです。これは、別に、強制的にやっているわけではない。やらない人も数名います。身延町内でやっている学校は、100%という学校はありませんで、数名はやらないという子供も確かにいます。これは、歯科の校医さんあるいは薬剤師にきちっと弗素の管理をさせて、厚労省のガイドラインどおりにやっているということなんです。

今、WHO世界保健機関、国連の1つの機関ですけれども、ここが弗素についての見解を出していますよね。この見解はどういう見解なのか承知していますか。

相原スポーツ健康課長 細かい内容までは承知しておりませんが、6歳未満の児童に禁忌といえますか、してはいけないというようなことが言われているようですが、それ以上の年齢につきましては、安全性にほぼ問題はないとWHOとしては言っていると承知しております。

丹澤委員 WHOではそういうふうなことでありますけれども、日本口腔衛生学会では、6歳未満について問題なしと、むしろ効果が高いと言っているわけです。

日本の厚生労働省は弗化物洗口について、どのような見解を示して、また、各県にどのような指示をしているのでしょうか。

相原スポーツ健康課長 平成15年1月14日に、厚労省が弗化物洗口のガイドラインというものをご各都道府県に示しております。これは、それ以前に国内においてもいろんな研究が行われておりました、従来の弗化物の歯への塗布法に加え、弗化物の洗口方法の普及を図るためにガイドラインを作成したと。ただ、先ほども言いましたように、使用する場合は、保護者の同意を得て行うということ。また、安全性について、中毒症状とか慢性中毒、あるいは有病者、病気を持っている方に対しての影響について、ほぼ問題がないだろうということの内容とする通知が出ておりました、知事あてに来た通知でございますけれども、保健所とか関係団体等に周知をしてくださいという内容でございます。

丹澤委員 文科省も厚生労働省のガイドラインを受けて、各県教委に通知が来ていますよね。同じ内容ですよ。

相原スポーツ健康課長 文科省からは、同じく15年1月30日に、児童・生徒の実態等により学校において弗化物洗口を実施する場合には、厚労省から出されている「フッ化物洗口ガイドラインについて」を参考とされるようお願いをしたいという通知が来ております。

丹澤委員 そうすると、WHOでも問題がない、日本国の政府である厚生労働省もガイドラインを守ってやりなさい、文科省もそれを受けて各県教委にそういう通知を出してきているということですけども、県教委は、文科省の通知を受けて、今までどのような指示をしてきたんでしょうか。

相原スポーツ健康課長 当時、こういう通知を受けまして、国からこういう通知が来たので、弗化物洗口を実施する場合にはこういうガイドラインに沿ってやってくださいということを周知いたしました。

丹澤委員 そうすると、弗化物洗口をやってくださいと言っても各学校で進まないということは、何がネックになっているんですか。

相原スポーツ健康課長 私どもとしては、その当時も、これを進めてください、実施してくださいという意図をもって通知を出したとかということではございませんで、もし、やる場合には、国からもこういった通知が来ているのでガイドラインに沿ってやっていただくことが適当だろうという考え方でお知らせをしております。

丹澤委員 県の教育委員会がやりたくもなくて、お上から来たから通知を出すという考え方ですか。

相原スポーツ健康課長 厚労省からそういったガイドラインも示されたわけですがけれども、今現在では、国内の動向としては、広くそういった弗化物洗口の動きが広がっているという状況にはないこと、また、知事部局でも、厚労省からそういった通達を受けて事業をしておりますけれども、県民にこういった活動といいますか、そういった事業を広く実施しようとしている状態でもないこと、それからまた、県として県全体でこれを進めようとするということになりますと、やはり、もうちょっと全国の様子とか、弗化物洗口の影響等について、現段階では慎重に見きわめをしたほうがいいだろうと考えております。

丹澤委員 では、弗化物洗口は危険だと思っているんですか。

相原スポーツ健康課長 弗化物洗口剤については、両論があると承知しておりますけれども、特別な危険性はほぼないだろうと私も考えております。

丹澤委員 WHO、厚生労働省、それから歯科医学界でそのような権威ある学術論文に載せているんですよ。あなたは危ないと言っているけれども、何か、これは危ないという論拠があるんですか。

相原スポーツ健康課長 決して、危険性が高いとは認識しておりません。そういった国からの通知にあります世界的な動き等を見れば、ほぼ安全性に問題はむしろないだろうと考えております。

丹澤委員 問題ないと考えているなら、どうしてこんなおざなりに通知を出すんだと。危険だと思っているんでしょう。今、世界の学界で、すべての医学界で、WHOまでが弗素については問題がないというお墨つきを与えているんです。それを覆すような何か論拠はあるんですか。

佐藤教育次長 学校におけます歯磨き指導を初めとした、歯と口の健康づくりは教育活動の一環として行われまして、子供の、いわば生涯にわたる健康づくりの基盤をつくる活動として位置づけられています。このように学校教育の目的に、例えば、インフルエンザの蔓延防止などの感染症の予防とか、そういった公衆衛生的な観点、さらには予防医学的な考え方、どのように学校教育活動の中に取り込んでいくかということが、非常に悩みどころでございまして、これは全国的に国も指導して取り組んでいただかなければならない課題だと思っております。

具体的には、教育活動の内容を定める学習指導要領にどのように位置づけていくのかとか、弗素洗口の位置づけになれば、学校保健法、学校保健体系にどのように位置づけていくのか、そのためには、弗素洗口の時間を決め、学校教育活動の中でも確保しなければなりませんし、安全に配慮した体制づくり、先ほどの相原課長の危険だということではなくて、例えば、誤飲を防ぐ配慮だとかそういうことは必要でございまして、そういった安全に配慮した体制をどのように作り上げて、また、予算をどのように確保するかと。

こういったことを国においてもこれまでも総合的に検討した結果として、先ほど通知文の紹介がありましたように、実施する場合には次のことを留意してくださいと。これは、国においても意義は認めつつも推奨、奨励もしない、また、禁止もしないというときに、国が通知で出します常套手段でございしますが、実施する場合には次のことを留意してくださいという形に現在のところはなっているのが現状でございまして。

したがって、県教育委員会としても意義は認めつつも、学習指導要領、それから学校保健体系にどのように位置づけられていくのか、そのためのシステムづくり、予算確保、そういったことがある程度、国においてもリードされていく中で、県教委としても姿勢を決めていきたいと考えております。

丹澤委員 反対に、やらないというのがよくわからないのは誤飲が恐ろしいと言っている。誤飲って、どれぐらい誤飲すると思っているんですか。ドラム缶1杯飲んで、初めて害するというくらいのもなんです。まして、弗素なんていうのは、大量に摂取したものは尿から出ていくという治験もあるんです。それを、万に1つの事例を取り上げて、こういうことがあったと。それは学会では取り上げられない。そんなに危険なものだったら、どんどん学会に発表した時点で、それが定説にならなければおかしいじゃないですか。

ここに、アメリカのそのような新薬の問題についてのやり方についてのものがありますけれども、まず、100%でなければだめだという人、100%なんていうものはありますか。人間は死ぬ、ここにいる人全部死ぬ、それは100%確実です。でも、それ以外のもので100%なんてないんです。あのスペースシャトルだって、99.99%安全だと言っていたって、落ちて

しまう。

薬なんて、もともと毒ではないですか。それは、適量を使えばいいと。その適量を使うのに、薬剤師がいて校医がいて、ちゃんと濃度を決めて渡しているんです。それをドラム缶1本も飲まなければ中毒にならないような、あり得ないケースを取り上げて誤飲が危ないと言っている。誤飲なんて、この物の本によると、我々が紅茶1杯飲むくらいしか口の中に残らないと言っているんです。それを、あたかも誤飲すればと言うけれども、砂糖水だってたくさん飲めば死んでしまう。だから、なぜだめなのかということをやちゃんと県教委が判断してください。

僕は、この間、10月10日、新聞を見て驚いた。山日新聞に山教組がコメントを出している。人体の安全性が疑問視されているものについてはやらないと。山教組がこういうことを言っているから、この間、スポーツ健康課の指導主事に来てもらったら、やりません、時間がかかります。何分かかると言ったら、15分かかると言った。週5日やったら75分かかる。子供の授業を減らしてまで歯の健康は守れない。逆ではないかと。学校の中で習慣的に物をやるということは、それも教育の1つ。そして効果がある。そして身延町から聞いたら、いや、2分か3分で終わります。誤飲はありません。うがいする量は、わずか10ccです。こう言っていました。長いこと続けるところがあるんです。効果があるんです。

長生きして一番いいのは、歯があることだとみんなが言っています。前島委員の老人ホームだって、歯のある人は健康だと。歯を残して長生きするのが、人生最大の幸せだと。それが6歳から14歳までの間だと言っているんです。

歯磨きでは効果がない。手軽にできて経済的だというものでは弗素がいいと結論が出ているんです。世論が何とかと言うのではなくて、真剣に自分たちがこれは明らかに危ないと考えるのであれば、県教委はそのままでいい。しかし、もし、これが先ほど言ったように、安全性も高い、効果もある、経済的にもいいということが確認されたら、ぜひこれを取り入れるように推進してください。

どなたかお答えいただけるんですか。

相原スポーツ健康課長 危険性については、実際に洗口するときは下を見てうがいをして吐き出すような方法でやるような指導がなされておりますし、誤飲に基づいて健康被害が甚大になるということは、ほばないだろうというのは私も承知しております。

先ほど、佐藤次長からも御説明させていただいたわけですがけれども、意義というのは本当に認められていると思いますし、例えば、地教委単位でこれをしていこうという場合であれば、それをとめるとか反対するとかということは、決してございません。

ただ、今、県全体としては、学校保健における歯科保健というのは、相当力を入れてやっておりますし、あらゆる保健指導あるいは保健教育、健康管理、健康診断やその後のフォローを一生懸命やっているところでございまして、当面は文科省から御指導をいただきながら、十分研究をしながら進めてまいりたいと考えております。

(教職員のOB等の活用について)

丹澤委員

今、知事は日本一ということを考えていますよね。日本一というのは、よその県の後塵を拝したら日本一にならないんです。まず、自分たちがやって

示す、そういうことが一つ一つ積み重なって行って日本一になるんです。よその県がやっていないからやらないほうがいいという考え方は捨てたほうがいい。これは、答えは要りません。

私は、退職した先生たちに行き会って話をしましたら、ちょうど今、団塊の世代の学校の先生が、大量に退職していきます。その先生たちから、私たちの能力、今までの知恵と経験を活用する場を何とかつくっていただけませんかということをよく聞きます。先生、能力が高いから事務屋でもやったり、あそこの八百屋の事務が困っていると言っていたからあそこへ行ったらどうですかと言ったら、いや、やはり教員のプライドがありますから、私たちはお金が欲しくてやるんじゃないんだと、今までの知恵と経験をぜひ生かせるようなところに、そういうシステムをつくってもらいたいということでした。

先生の中には、まさに賛否両論あるでしょうけれども、杉並の和田中学校の藤原先生は、民間のリクルートから校長先生になりました。この人がさまざまな改革をした。学校に不足しているものは、人、物、金、すべてだと言っていました。これは、この時代で望むべくもない。しかし、これを解決しないと学校はよくなならないと言って改革しました。

まず、人であります。その人をどのようにお願いをしたかといいますと、僕が言うまでもなく、皆さんもう御存じでしょう。図書館改革をしましょうと。図書館の担当教員になぜ利用価値が少ないんだと聞いたら、図書館が過ぎると、場所が悪いと言ったそうです。藤原先生は、司書の資格を持っている父兄もいる、あるいは、資格はないけれどもそういうものに造詣の深い人もいる、では、そういう人に放課後だけでいいから手伝ってもらおうということであって来た。

今まではあてがいぶちのように買っていた図書を、放課後來ているボランティアの人たちに選択してもらって、子供が本当に望むものを買える。要らない本は捨てる。居心地よくもする。いつも人がいるから、子供が来ても話し合いができる。そういう場をつくった。そうしたら、そこがともかく一番居心地がいいということで、学校に集まってくるようになった。それがきっかけで、土曜寺子屋というものがありますね、土曜日に、英、数、国、3教科を教える、それをボランティアで集めたということです。

県教委と地教委という、まことに教育行政というのは複雑で、地教委なんて存在価値がない、何のためにあるのかと。教育委員会事務局が出してきたものを、ただ、聞いているだけという状況なので、地教委というのは、いや、県も地教委ですけれども、市町村教委というのは何のためにあるのかなという状況だと。そういう人材を活用するシステムを県教委がつくってやれるようなことはないのでしょうか。

何がネックになっているかということ、現職の教員がいます。来てもらっては困る。この間も、ある集会がありました。そこに各小学校、中学校の生徒さんに来てもらいたい、児童も来てもらいたいという話をしたら、そこへ行ったときに、事故が起きたときにその責任はだれがとるのでしょいか、そこまでする足代はだれが面倒を見てくれるのでしょいかとあって、結局、その会はだめになったそうです。こういう校長先生は、自分の保身だけを考えている人。

和田中学の校長先生が、新しく藤原先生から代田さんという人にかわりました。僕は、この間、杉並の教育委員会と代田先生両方に電話をしました。代田先生、夜間、学校開放して他人が入ってきて、もし、そこで事故が起きたらどうしますか。そんなことは考えたこともありません。それは、私が責

任をとるのが当たり前です。火事が起きたらそれはどうなるのでしょうか。図書館で盗難があったら。そんなことは考えたこともありません。そんなことを言っている人もいません。田舎はもっと、そんなことおおらかだと思っただらそうではないんですかとびっくりしていました。やはり校長先生を登用するときに、試験なんてどっちでもいいんです。そのような心構えがある人を登用すべきだと、そこがネックになっている。

今、山梨県にそのようなシステムづくりができるのかどうか、考え方を聞かせたいと思います。

佐野義務教育課長 委員御指摘の、教職員のOB等の活用につきましては、県といたしましても積極的に活用するように指導しております。特に、現状でいきますと、例えば、今、理科支援員という制度がございまして、小学校5、6年生に、そういう理科に関係している授業に関する支援員を配置しています。この中には、教員OBが3割ぐらい入っております。

それから、いきいき教育地域人材活用事業、これは、さまざまな専門的な特技を持ちます方々を授業の中で使っていくという事業でございまして。それから、地域と連携して、子供の教育相談等に当たっていくという中にも教員のOBを活用しております。それから、教育センターの24時間の電話相談等の中にも教員のOB等を使っております。そういう意味で、私たちとすれば、積極的に活用していくように呼びかけております。

今、委員の御指摘のように、私たちは退職したOBを嫌がるという事実はあるかもしれませんが、もし、そのような事実がありましたら、県といたしましても、今後、管理職研修とかそのような中で積極的に活用するように理解を求めていきたいと思っております。

こういうものを活用するためには、人材の名簿づくり等が必要になってきますので、先ほど申しました理科支援事業、それからいきいき教育活用事業につきましては、県でも講師用の名簿を作成しております。

丹澤委員 大変ありがたいことですがけれども、学校の先生方で、理科支援とかそういうものにかかわられる人というのは、多分、本当にごく少数でしょうね。先生にしてみれば、退職して、おれたちはお金が欲しくてやるんじゃないんだと、学校の授業の中に組み込んでもらわなくても、そのようにボランティアでできるような仕組みでもいいから組み立ててもらえないか。

代田さんもやはりリクルートから来た人ですがけれども、杉並は大変難しいと言っていました。地域支援本部というのを学校の中につくって、そこが独立した形で先生たちを集めて、土曜寺子屋、あるいは夜スペというのをやっているということですから、そのような仕組みづくりをまずしないと、学校の先生が、校長先生が特定の授業で来てくださいというのは授業の一環でしょうから、ごく限定された人になってしまう。そうでなくて、地域の人たちが主体的に、子供は地域で育てるという考え方を、もう地域で育ててくれないわけですから、学校の中を地域と考えて、それをできるような仕組みづくりができないかなというように。それは、各市町村教育委員会でやっているところも、この間、課長さんに聞いたところあるということですがけれども、その仕組みがうまくいっているのであれば、県が仕組みづくりとして何かつくってやらないと、各市町村ばらばらでなかなか立ち上がらないと思うんです。そのようなことはできませんでしょうか。

大堀社会教育課長 今、義務教育課長からも説明がありましたけれども、地域の方たちがいる

いろな形で学校をお手伝いする、応援をする、子供たちの教育にかかわるといことは、これまでもありました。例えば、教育相談的な方は、経験を生かしてやっているということで、教育委員会にも配置されています。

さらに、地域の教育力を活用するというところで、委員がおっしゃったように、どこにすれ違いがあるのかということの研究しましたところ、また、杉並等の先進的な事例も研究しましたところ、やはり、求める人、求める状況と、それから支援ができる状況ということがあるけれども、そこが、例えば、時期的にすれ違ってしまったりとか、情報が無いためにすれ違ってしまったりという、すれ違いがかなりあるのではないかと。そういうことに支援をしたいという方も大勢いらっしゃるけれども、例えば、学校の授業の中でも、ある授業をするときには、その時期というのがあります、その時期ということとぴたっとうまく合っていないと、幾ら希望があっても今回は結構ですというような学校での対応をせざるを得ない。

非常にこれはもったいないということで、山梨県の事業でいえば、やまなし学校応援団育成事業というものを昨年度から立ち上げました。これは、今のような求める状況、それから、支援ができる状況というものを結びつけるということが一番大切だということで、コーディネーターを配置しまして、それから、コーディネーターは1人だけではだめですので、地域全体で地域学校支援本部というような、呼び方はそれぞれ地域でいろいろあるわけですが、事業の名前では、学校支援の地域本部というのを立ち上げて、そこには、学校の先生やPTAはもちろんですが、区長さんとかいろいろな形の地域にある団体の方が入って、それから、もちろん行政の方も入っていただいて、みんなでそういうことをサポートしようということを立て上げて、昨年度は6つの市町村でできました。今年度は、さらに呼びかけまして、今は17の市町村でできています。ただ、この形は、やはり地域ごとにいろいろな、人材の問題とかさまざまな状況が異なりますので、一律に、こういう形でやったらどうかという話ではなくて、やはり地域ごとにつくっていただく。これまでにあるものをさらに活用していくということに取り組んでいただく。例えば、県教委としましては、そういう先進事例をお伝えしたり、それからやはりコーディネーターの方には、かなり幅広く学校に入ってくるということはある意味、守秘義務とかいろいろそういう約束事がありますので、その辺を知ってくださらなければならないということで、山梨県教育委員会としましては、コーディネーターの研修を進めて人材育成に努めているところです。

丹澤委員

和田中学校が一番いいとは思いませんけれども、やはり、杉並区があのようになっていったのは教育委員会、教育長さん、そういう人がしっかりと地域全体で子供を育てるというようにしていった結果だと思うんです。ぜひ、山梨県にもあのような制度ができたり、人材が活用できるようにしていただければ、したいと思っている人はいっぱいいるんです、お金は要らないと。ぜひ、そういう知恵と能力と経験を活用できるような仕組みづくりをお願いします。終わります。

(不登校問題について)

進藤委員

お願いします。不登校問題についてお伺いをいたします。

平成19年度でしたか、残念なことに小中学生の不登校数がワーストになってしまったということで、本当に困ったり、どうしたらいいのかなんていうことを強く感じました。当時、不登校の小学6年生が県内に66名いる、

それから中学1年生になると240人で約3.6倍にふえ、中学2年生は384人、6年生から見ると5.8倍にふえ、中学3年生になると384名で、6年生から見ると5.8倍という状況で、不登校が中学1年から2年に3年にと、徐々にふえていっている傾向が見られて、大事な時期に困ったものだというのを強く感じたわけです。その後、20年度はどのようになり、また、平成21年も途中ですので数は余りわからないかもしれない、20年度と比べられないかもしれないんですが、およその状態は、今、どのようになっているのでしょうか。お願いいたします。

佐野義務教育課長 委員の御質問に答えたいと思います。

まず、平成20年度につきましては、公立小学校の不登校者数145名、中学校が855名、合計いたしまして1,000名でございます。これは、前年度と比較いたしますと、15.5%減少をしております。そして、その出現率は、1,000人当たりが13.28人になりまして、平成19年度が1,000人当たりが15.46人ですので、1,000人当たりで比べましても減少いたしました。これは、本会議でお話ししたと思います。

平成21年の数につきましては、文科省の調査の発表を待たないと発表できませんということです。11月現在のことにつきまして概略だけお話ししたいと思いますけれども、11月現在では前年度と比較いたしまして、100名以上の減少という結果になっております。

進藤委員

本当に、先生方あるいは教育委員会を中心として、各学校で御努力をしてくださったのではないかと思います。私もいろんな学校から耳にするんですけども、1人の不登校の子供が出ると、その子供をめぐって一生懸命指導、特に、保護者とのやりとりが大変難しく、指導していく面でも大変だということで、校長初め、教頭、それから担任はもちろん、非常に心身ともに疲れ果ててしまっている状態もあるというお話もよく聞きますので、何とか、今回、減少してきたということは、大変皆さんの御努力が実ったのではないかなと思います。

そこで、教育委員会はどのように取り組んでいらっしゃるのか、また取り組んできたのか、またその効果がどのようにあらわれたのかをお話しいただきたいと思います。

佐野義務教育課長 先ほど申したとおり、21年度につきましては減少という傾向が出ておりますけれども、ことしの一番の大きな取り組みの中で変わったところと申しますと、まず1つは、市町村教育委員会との連携を深めたことにあると思います。

市町村教育委員会の不登校担当者等と会議を持つ中で、それぞれの地教委が目標を立てまして、その目標に沿った地教委ごとの活動を活発にしようということで広がってきました。それから、その中で、去年からやっていることなんですけれども、毎月、不登校の状況を報告させまして、特に不登校が目立つような学校につきましてはその学校の担当者呼びまして、県といたしまして、一緒になって緊急対策を行う中で、その対策等を考えております。そういうことがまず1つございます。

次に、不登校の生徒対応加配を予算の中でもふやしていただきまして、今年度は10名がふえまして42校に配置していただいております。その中で、不登校の担当をする先生たちが、本当にきめ細かに指導していると言われていくということがあると思います。

それから、もう一つは、教育相談体制の充実ということでございまして、小中学校、同じ学校の中でのスクールカウンセラーの配置数をふやしたりとか、学校へ行く時間もふやしたりということをしていただきまして、そういう教育サイドへの充実も図っております。

それから、スクールソーシャルワーカーの活用等、いろんな面につきまして、さまざまな中で本当に学校の教職員と一体になって取り組んでおります。

進藤委員

いろいろときめ細かに取り組んでくださっているというのは、すばらしいと思います。地教委との連携で、地教委が目標を持ってやっていらっしゃるということで、私も議会にしながら、不登校の問題をあちらこちらの地教委にも様子を聞いたりなんかしているとき、非常に真剣な態度で、特に甲斐市なんかでは、特に一生懸命取り組んでいる様子を伺ったりいたしますけれども、思春期の子供たちの精神的、身体的な悩みを解決しながら学校へ希望を持ってくれるようにするという事は、非常に大変なことです。

それで、不登校になってしまってから指導改善するという事は、本当に大変な労力が必要で、不登校になる以前の家庭の指導とか、子供たちへの対応の仕方ということ、教員に時間のゆとりがあれば子供一人一人によく対応し、うまい対話ができる、子供が希望を持てるような会話ができる。そういうことによって、子供も、先生はおれを信頼してくれているとか、おれのことを心配してくれているな、おれのいいところを先生は認めてくれたなという何か、そういう明るい希望を持つと元気が出て学校へ行こうと思う。これは、担任の対応の仕方、自分のクラスの子供たちに目を向けて、そして、少しでも励ましてあげる、優しい目で見えてあげるという細かいことが大事だなと思うんです。

それから、家庭において問題が出てくる子、学校へ来て問題行動を起こすという子は、私も長年の教員生活の中でも、家庭的にお父さんお母さんのトラブルがあったりとか、いろんな家庭的な問題があった子供は、学校へ来てどうしても八つ当たりするというようなことで荒れるんです。その荒れたことは、ただ、おまえが荒れたという認識だけではなくて、その家庭にある、子供のバックにある状態というのを教師が見取って、そして、こういう行動に出してしまったんだと言って、何とかうまく優しくあとを対応してあげるということ。それから、家庭への対応もして、家庭の両親と先生が仲よくなる、信頼関係を持って仲よくなって一生おつき合いできるような人間関係がつくっていけると教育はうまくいくのではないかなと思うんです。

そういうことをやっていくのには、やはり余り大勢の子供が1クラスにいると目が届きにくいということで、今、中学1年生を35人学級にしてくださいまして、その点、多分いいのではないかと私自身も思うんです。不登校が減ったという現象もそういうところにあらわれているのかなと、もう少しやっていくともっともっとあらわれてくるかなと思うんです。

今話したようなことからすると、ゆとりを持って、どのような子供でも認めてあげる、学習のつまずき、悩み、そういうものにうまく対応していけるような指導をしていくためには、まだまだ中学生の不登校が多いですから、やはり、35人学級を中学2年生へ、あるいは中学3年生へと拡大していくような方向でやっていただきたいなと希望するわけですが、その点、教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

佐野義務教育課長 先ほど申したとおり、中1の不登校の出現率が平成19年と20年を比較いたしますと、1,000人当たりで見えますと、27.2から20.9

に減少しております。これは、そういう望ましい効果が出ているということは確かでございます。

ただ、中1への35人学級の導入の教育的な効果につきましては、慎重に様子を見ていきたいと考えております。これはたびたび申しておりますとおり、不登校の問題は、さまざまな要因が複雑に絡み合っております。ですから、一朝一夕にはなかなかいかないところもございます。したがって、長いスパンで取り組んでいく必要があると考えております。中1への35人学級編制につきましては昨年度導入したばかりでございまして、今年度はその答えを出すこと自体が、まだ時期的に早いと考えられます。したがって、教育委員会といたしましても、今後も時間をかけていく中で、じっくりと引き続きその効果を研究していきたいと考えております。

進藤委員

私は、不登校不登校ばかり、今、力説してしまっただけですが、子供の学力を身につけさせるという意味で、やはり少人数のほうがいいに決まっています。私たちも子供のころからの経験で、数学なんかのちょっとつまずいたところを見ていただくと、もうすぐそれがわかって、数学がおもしろくなって、最も好きになってしまうというような傾向。だから、学力をしっかりと身につけさせるのに、35人学級くらいが非常にいいのではないかなと思います。それから、子供が発表する時間も、少人数でやると多くとれるわけですから、子供の発表力というもの、表現力というものをつけていくためにも、余り大勢の集まりの教室よりも、少人数学級のほうがいいと私は思いますので、ぜひまた、よろしくお願いをしたいと思ひまして、終わります。どうもありがとうございました。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第127号 山梨県医師修学資金貸与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(新型インフルエンザワクチン接種対策事業費補助金)

金丸委員

健康増進課の新型インフルエンザの予防接種の対策事業費補助金の関係でありますけれども、まず、こちらの県のパンフレットです。30万部ほど新聞の折り込みに入れたというお話ですが。それからもう一つは、ふれあいか何かの新聞で、これに類似をしたような記事が出ていたと記憶いたしております。

実は、こちらのほうは、私もいつもいつも新聞の折り込みはなかなか目を通し切れなくて、こうしてごみ箱にそのまま行ってしまうということで、一緒に行ってしまったかなと思っているんです。そんなことで、この折り込みについて一言申し上げたいのは、ふれあいの議論の際にも折り込みを見る人が少ないということで、あのような新聞の形態になったわけです。

今回、これもやはり、ほかの配布方法というのを検討されたのかどうかということ、まずお聞きしておきたい。

荒木健康増進課長 今回の委員の御質問の件についてでございます。

まず、今回の新型インフルエンザにつきましては、さまざまな広報媒体を通じまして、県民の皆様には正しい情報を発信するというところで、例えば、メディア等のパブリシティーを使うという方法、あるいは、県の広報をさまざまに使わせていただくという形でやらせていただきました。

今、御指摘の新聞折り込みにおけるパンフレットということでございますが、これは、実は、当初予算でつけさせていただいたものでございまして、今回、実際にこのような形で発生いたしましたので、時宜にかなったものとして使わせていただいたと思っております。

いろいろな媒体を総動員してということで、その1つの手法として、今回、折り込みを使わせていただいたということでございます。それが効果的かどうかというのは、なかなか御議論があると思いますが、ある限りの媒体を使った中の1つの手法ということで、御理解いただきたいと思います。

金丸委員

いろいろの媒体を使ってということですね。それはそれで、いろんな角度から検討されてやられたことですので、この方法を全部否定するわけではありませんけれども、この種のもので、どの程度、新聞の折り込みで見ただけなのかというような分析はされて、新聞の折り込みだとか、一般の広告

の折り込みと同じような感じでとらえたということなのか。この辺、何%ぐらい見られているのかなという期待みたいなものを持ちながら入れているのかどうか。

荒木健康増進課長 折り込みの効果判定という意味での御指摘なのかなと思っております。

先ほども申し上げましたように、さまざまな広報媒体を各種使わせていただきました。例えば、県の広報もございますし、各市町村でもきめ細やかな広報をされていると思いますので、そちらのほうにも県から記事を掲載していただくようなお願いという形で、県民の、ある程度隅々まで行くようにということを思ってさまざまにやっております。

今回、今の御指摘の部分につきましても、全世帯分ということで30万世帯分の予算、そして、実際にそれをつくって配布してきましたもので、期待としては、当然、全部に見ていただきたいというところがございますが、事前にはリサーチをして、このぐらい見ていただけるのではないかとということまでの具体的な事前の調査という形でさせていただいているわけではないです。ですので、評価として実際にどのぐらい見られたかということにつきましても、なかなか把握することは難しいのかなと見ております。

金丸委員

一般の商店の広告か何かでは、見てくれる人があれば見てもらって、見られない人がいれば見ないでしょうがないというようになるけれども、これは、行政の周知をするパンフレットなわけでございます。そういう点では、やはり、その辺も追跡調査を後ほどしたらどうかかなと思ってますし、一定の見てもらえる範囲というのも把握をして入れるべきではなかったかなと私は思っているということで、指摘をしておきたい。

ほかの方法もあるのではないかとという点では、例えば、市町村のいろんな便りだとか、別な方法で配布をされているというところもあると思うんですが、そういうことは承知をされていますか。

荒木健康増進課長

今の御指摘の点、例えば、市町村の広報ということで、多分、個別に自治会報の中に回覧で入れるとか、個別に郵便ポストの中に入れるというような手法で、各市町村独自の工夫を重ねてされていると承知しております。

金丸委員

そういうことを承知しているということですから、そういうルートを検討されたのかどうか。市町村のそういうのを使えば、必ず各戸に入っていくというルートになると思うんです。今回は新聞の折り込みだから、全部配ったかどうかということはわからないわけけれども、その辺はどうなんですか、検討はされたんですか。

荒木健康増進課長

かなり具体的な御指摘というふうにお伺いいたしました。まさに委員がおっしゃるように、本当は個別に入るというのが一番手元に行くという手法としては確実な部分があるかと思いますが、検討の過程で俎上には上ってはいるんですけども、費用的なところについての検討の中で、費用対効果というのが判然としないという部分がありましたので、できるだけ安価など言ったらいけませんけれども、新聞折り込みという形で考えさせていただきました。直接的な御質問につきましては、検討の1つの手法としては、新聞折り込みではなくて自治会報的なところで一緒をお願いをするということも考えはいたしました。

金丸委員

今、費用対効果という話があって、私は単純に考えて、これは時間的な問題もありますけれども、市町村でそういうことをやっているところは結構多いと思うのであります。私の南アルプス市なんかそういう格好で、区長とか組長とかという自治会に配布をする人がいて、役所からそこに配布をして、そこで例えば、回覧板で1戸1枚ずつお取りくださいとかというような形で、こういうものが出されているという事例があるんです。だから、費用対効果という点では、むしろ折り込みで4円だか5円だか取られるよりも、そういう格好で、市町村に県とタイアップをしてやってもらうということのほうが、県の行政のやることだから御協力をという形であれば、お金は市町村だから、むしろ費用は必要ないとも見てもいいのではないかと私は考えるんです。この辺はどうですか。

荒木健康増進課長

今、貴重な御指摘をいただきました。1つは、委員も今御指摘されたようにタイムリーに出すということと、あとは、県民の皆さんに等しくという観点からも、各自治体の、例えば、時期のずれとか情報の差があってはいけないということもございますので、そうなりますと、各自治体の自治会単位でなかなか配布の時期を合わせるの難しいところも、実は、事務的などころでありましたので、今回はタイムリーに、例えば、ワクチンの話題もちょうど入れさせていただきました。そういう意味合いで新聞折り込みさせていただいたという経緯はございますが、委員の御指摘も、また今後の検討の参考材料にさせていただきたいと思っております。

金丸委員

もう済んでしまっているから、これ以上申し上げませんが、いずれにしても、今後の検討課題としては、そういうことについて福祉保健部だけでなく、県全体の中で検討してもらったらどうだろうかと思っておりますので、ぜひ、今後の課題としてお願いをしておきたいということを申し上げさせていただきます。

それから、本題に入りますけれども、新型インフルエンザの全国の患者数などが最近の数字で、1,000万人を超えたと報道がされているわけでありまして、県下の患者数というのはどのくらいになっていますか。

荒木健康増進課長

山梨県におきましても、新型インフルエンザにつきましては、8月末から定点1医療機関当たり1週間の患者さん1人を超えるという流行入りの宣言を8月末にいたしまして、それ以降患者数がふえている状況でございます。

患者さんの数の把握という方法としまして、県内40カ所の医療機関で1週間にどれくらい新型インフルエンザの患者さんが来たのかということをお知らせしていただきますサーベイランスという体制がございます。こちらのデータでございますが、これまで、8月末以降先週の12月6日、日曜日までのデータとしまして、7,319人の報告を受けております。

しかしながら、これは、40の定点医療機関ということで、県内600以上ございますが、そのうちの一部の医療機関であるということと、かかった方はすべてその医療機関に行くわけではないということもございまして、国の試算の方法も大体10倍あるいは9倍をして試算をしております。ですので、山梨県内で9.5倍という形で試算をいたしますと、7,319の9.5倍ということで、約7万5,000人程度の方がかかったのではないかと、罹患されたのではないかと、ある1つの目安の推定値として出されてはおります。

金丸委員

せんだって聞いたときは6万人ぐらいだというような話があって、それ以降わずかの期間で1万人近い人がふえているということでもあります。それで、これはまだまだふえる要素というのがあるのか、ピークというのはどの辺と考えられているのかということでもありますけれども、お答えをいただきたいと思います。

荒木健康増進課長

流行の波につきまして、正確に予測するというのは大変難しいところでございますので、そこは国全体としても考えているところだと思います。

しかしながら、山梨県内は、先ほど申し上げました、1つの参考指標としての定点医療機関の患者さんの数という点でございますと、2週間前のデータとして33人、県内の医療機関40カ所が大体1週間で平均33人診たというデータが一番多くなっておりまして、1週間前が32.20という形になっています。そして、また今週というのはこの日曜日までのデータが、直近のデータとして今、暫定値でございますが22.38ということで、その前の週に比べて10落ちております。ですので、地域差は若干あると思いますが、少しピークから下がってきているのではないかなと推測される1つの参考のデータは出ております。ですので、県内のこの1つの波については、少しピークを達した可能性はあると考えます。

しかしながら、例えば、年を明けてさらに第2波、第3波というのも、これまでのスペイン風邪の経験でございますので、予断を許す状況ではないのかなと思っております。

金丸委員

今もお話があるように波があって、第2波とか第3波とかということも考えられるということですね。ぜひ、その辺は、慎重にまた取り組んでいただきたいということをお願いしておきたい。

あとは、県下の死者の数というのはあるのかどうか。全国では100人ぐらいの死亡者がいると報道されているわけでもありますけれども、県下はどうですか。

荒木健康増進課長

新型インフルエンザにつきまして、やはり、免疫がないということで感染率が高い。そして、かかっている患者さんも多いと、その中には不幸にして亡くられる方もいらっしゃるということでございます。

今、委員が御指摘のように、全国の数といたしましては、12月8日、きのう時点で発表されているデータでは、107名の方が亡くなっているという状況でございます。県内につきましては、今のところ報告はございません。入院をされる患者さんにつきましても約130名、これまで累積でされております。ほか、重症化しておられる方は今のところ報告を受けておりません。状況としては以上でございます。

金丸委員

今、話がありますように、この間の報道から7人ばかり、また全国ではふえているということですね。県下ではないということで、重症化しているというような人の把握はされているのですか。

荒木健康増進課長

まず、病院に行かれて診察外来で自宅療養と言われる方については、定点の医療機関の把握である程度の参考値を出させています。入院が必要だという方につきましては、入院サーベイランスという形で入院された方皆さんについての情報を、これは全国もですし、県としても把握しているところでございます。入院サーベイランスによりまして、昨日までのデータで137名

の方が入院されている。そのうち、例えば、念のためというような入院等もございまして、重症化したという定義として何に基づくかということもあるかもしれませんが、例えば、人工呼吸器をつけたと言われる方は137名中3名いらっしゃいましたが、皆さん3名ともすべて退院をされているという状況でございますので、現時点で、重症化してICUに入っているというような方はいない、今のデータではないという状況になっております。

金丸委員

いただいたワクチンの配布状況の資料ですが、現状、既に妊婦さんだとか、医療従事者だとか、あるいは持病のある人だとかというのが、接種が始まっているということでありまして、このスケジュールでいくと、12月末で7万人ぐらいが接種を受けられるということですね。実体の把握というのはされているのですか、どのくらいになっているのですか。

荒木健康増進課長

今、御指摘がございましたように、ワクチンにつきましては10月9日に第1回が出荷されて以降、この年内、12月下旬までに総計少しふえたんですけども、11万回分は供給される予定にはなっております。最終の出荷は12月7日だったので、それについてはまだ配布されておりましたが、それまでが、委員おっしゃるように7万回分の出荷がされております。

その出荷されたものについて、各医療機関に配分いたしまして、今委員がおっしゃられましたように、例えば、医療従事者、次は妊婦さん、あるいは重症化しやすいような持病をお持ちの方というように、各医療機関で順次優先順位に基づいて接種が行われているところでございますが、その接種の状況につきましては、1カ月に1回、各受託医療機関が市町村を通じて報告するという形になっておりますので、今のところ、手元にどのぐらい実際に接種したというようなデータは、多分、すぐには上がってきません。1カ月おくれぐらいで上がってくると思っておりますので、今のところ手元にはないということでございます。

金丸委員

数字はそういうまとめ方だということでありまして、これはやむを得ないことなんですけれども。

あと、本題の低所得者に対する接種でありますけれども、県内の低所得者というのは、いわゆる無料で受けられる人。低所得者だけですよ。妊婦さんとかそういう人は優先して受けるということで、無料ではないという理解でよろしいですか。その辺解説してください。

荒木健康増進課長

この予算の関係のワクチン接種費補助金についての御質問だというふうに思います。

まず、これは国の国補事業の要綱に基づいて、県としても試算をして出したところでございますが、低所得者の定義としましては、生活保護世帯、これは医療扶助あるいは生活扶助どちらも、オアでもいいですが、生活保護プラス市町村住民税非課税の世帯という定義で、それをもとに今回の補正予算として3億9,600万円の助成という形で計上させていただいております。

今、御指摘の、例えば、妊婦さんはどうなんだということについては、妊婦さんは優先接種対象者ではありますが、その補助につきましてはその世帯に属さない限りは無料という形ではございません。しかしながら、これは原則でございますので、各市町村によりましては上乘せという形で、例えば、低所得者世帯に限らず妊婦さんもやります、あるいは、小学校低学年まではやりますということで市町村独自の上乗せ補助というのはされていると理

解しております。

金丸委員 県の予算の3億9,600万円、これは純然たる低所得者の接種の費用と。1回の人もあるし2回の人もある。その人数はどのぐらいになるのですか。

荒木健康増進課長 人数の積算の根拠という部分というふうに理解しておりますが、これは、国の要綱に基づいて計算をさせていただいております。当然、各県におきまして、低所得者世帯の数あるいは人数というのは違いますので、県としましても各市町村にお伺いいたしまして、8万5,800人程度の方が今回の低所得者世帯の人に該当するというので、3億9,600万円を積み上げてございます。これは、単純に言いますと8万5,800人掛けるの2回分の接種、その当時でございますので、今1回でいいという方もいらっしゃいますが、2回分すべて受けるということで1人当たり6,150円掛ける4分の3、これは国補が2分の1プラス県費が4分の1、市町村も4分の1でございますので4分の3。そういう数値になっております。ですので、もう一度繰り返しますけれども、8万5,800人分という形での積算になっていきます。

金丸委員 2回分の6,150円が盛ってあるということですね。1回でいいという人がいるわけですね。ほとんど1回でいいのではないのかな。そうすると、1回分でやった場合には、予算的に残が出ると、ワクチンの数も残が出るというようになるのか。ワクチンはお医者さんが打つから、それは評価ができないけれども、予算のほうはそういうことになるという理解でいいのか。

荒木健康増進課長 今、委員御指摘のとおりで、国が要綱を出した段階では、原則2回接種ということでございましたので、予算上も2回分の6,150円ということで積ませていただいております。そのため、今、理論上、例えば、高校生以上の、19歳以上の健康な人、あるいは、疾病を持っていらっしゃる方でも免疫機能がそんなに阻害されていない方については、1回で十分な効果が得られるということで、国の実施要綱上も1回になっておりますので、その部分につきましては、理論上残が出るということになると想定されます。

金丸委員 あとは、特定の人々のスケジュールというのは明らかになっているわけけれども、通常、健康と思われる人たちのスケジュールというのは、この後ということになると思うのであります。ワクチンは、国内で生産するのと海外から輸入するのとあって、現状この数字でいけば、山梨県のワクチンの回数は、妊婦用が8,400、一般の人が30万くらいですね。これを使い切った後、健康な人たちで、接種を希望する人に回っていくと理解していいのか。

荒木健康増進課長 今、県のホームページ、あるいは、ふれあい等を通じまして、優先接種順位者の方々のスケジュールをお伝えしているところでございます。今、委員御指摘のように、県内では、年度内に国内産のものが理論上33万人分ぐらい国から配分されるということになります。その上でさらに海外産のもの、今、少し安全性についてどうかということで調査結果が出ているところだと思いますけれども、そちらも入ってきます。ですので、優先順位者として、現在のところ、例えば、1歳から小学校3年生の低学年の健康な方、あるいは1歳未満のお子様の保護者の方、そして、次は小中高年生、そして、年明けぐらいに65歳以上の高齢者、これは基礎疾患を有する方は当然その前にさ

れていますので、そういう順番で、そこまでが優先接種対象者の方、それ以降、余ればという言い方はあれかもしれませんが、それらの対象にならない方も希望に応じて、任意で接種を受けるということになると今の段階では考えられているということでございます。

金丸委員

よくわからない。現状では33万回分が数字上明らかになっているんですね。その後のものはまだ未定なんですか。希望者が多ければ、それは山梨県にも来るという理解に立っていいのか。何でそんなことを言うかということ、健康な人でも新型のインフルエンザにならないようにワクチンを接種しておこうという人たちの希望が充足されるのかどうかということなんです。そこはどうですか。

荒木健康増進課長

済みません、説明の仕方が少しわかりづらかったんですけども。国内産について今33万人。国内産につきましては、ある程度のスケジュールと生産力というか、国のほうからも見えてきておりますので、それが大体、県内へのこれまでの配分の量からいきますと33万人分ぐらいということです。

実は、プラス輸入ワクチンということで、それにつきましては、今、国のほうでも、安全性あるいは承認についてもプレ承認という形でやろうというスケジュールのようでございますが、それが大体、年末から1月にかけて承認されて入ってくると。そちらの量が、同じく計算上は、年度内に全国で4,950万人分確保されると。そうなりますと、これまでと同じような形で県内配分量というのが分配されますと、33万人分さらに追加で入っているという形になります。ですので、希望があればというわけではなくて、自動的にとは言いませんが、プラス海外分が33万人分入ってくるスケジュールであれば、合わせて66万人分になりますので、ほぼ希望者全員が受けられる状況になるのではないかと試算されます。

当然、一度かかった方についてはワクチンを打っても意味がないというような状況がございますので、それも差し引きますと、ある程度希望者について賄えるのではないかと考えています。

金丸委員

最後、これにはワクチンが10cc入っているということで、0.5cc、0.5ミリリットルしか使わない。そうすると、10ccで20人分とか10人分とかというふうになるわけですね。そうすると、希望があっても、1ccとかだといいいけれども、外国から来る、1cc以上のそういう容器に入っているものだと、あらかじめ患者さんというか、接種を受けたい人を募っておかないとできないという問題があると思うんです。その辺というのは、医者にしてみれば薬を捨ててしまうということになると、原価が幾らかどうか知らないけれども、ならんわけだ。そうすると、将来希望を充足するということで、事前に把握をしておかなければできないのかなと思うんですが、この辺は、我々が考えることではないだろうけれども、どうなんですか。

荒木健康増進課長

今、委員御指摘のように、実は、普通の季節性のインフルエンザワクチンも大体、バイアルとしては1ミリリットルのものを使っているんですが、今回、新型ということで、製薬メーカーも頑張ったところがあるのでしょうけれども、10ミリリットルバイアルで、委員が御指摘のように、かなり使い勝手が悪いということでございます。

実は、国内産につきましては、1月からの出荷分については10ミリリットルはなくして、すべて1ミリリットル、あるいは0.5ミリリットルにす

るということを伺っておりますので、委員御懸念の部分というのは、現場でも先生方は事前にある程度の人数を確保しないと無駄になってしまうというところがございますので、本当に御努力されていると伺っていますし、国内産については年を明けると少し緩和されると、努力されるというようなこととなります。

あとは、10ccをうまく使うというか、効率的に使うという観点から、ある程度の集団的な接種というところも各市町村さんのほうで始められているところがございますので、これは我々としてなかなかしようがない部分がございますが、そういう形の情報が入っているということで御報告しておきます。

皆川委員

関連です。

先ほどの1ミリリットルと10ミリリットル、最初のうち山梨県には多分大きいものが入ってきたんですね。ふたをあけるともう使用不能になってしまうということで、予定した患者さんが来なかったとか、そういう場合には捨ててしまうか、あるいは、来た人に無駄にならないように打ってしまう、優先順位がつかない人、一般の人に打ってしまうということがあったと思うんですけども、この辺は無駄がどのくらいあったかとか把握はしていますか。

荒木健康増進課長

委員の御指摘の部分でございますが、確かに、10ミリリットルについては、金丸委員も御指摘のように、あるいは、今、皆川委員からも御指摘のように、非常に使い勝手が悪い。皆川委員がおっしゃられましたように、一度封を切りますと、いかに冷暗してもとに戻しても、日中24時間以内に使ってくださいということになっておりますので、24時間以内で何人、例えば、成人ですと10ミリリットルは18人分という形になるんですが、小さいお子さんになりますと、1回0.2ミリリットルのようですので、そうなると結構多い30人分とか、そういうことになってしまうということでございます。ですので、実際には効率的に使っていただきたいということで、各市町村さんを通じて各医師会とも協力して、集団的な接種ということもできるような形をお願いをしているところでございます。

実際に現場でどのように使われているかということまでについては、受託医療機関の先生方のある程度の処置の範囲内になってしまいますが、原則論としては、24時間以内に使っていただく。そして、優先順位の順番どおりに扱っていただきたいということでございます。

皆川委員

では、各病院に任せてあるということですね。でも、今後はそういうことではない。1ミリリットルの瓶になるということですよ。そういうことですね。今までどのぐらいの量が捨てられて、どのぐらいの無駄があったなんてことはとても掌握できないということですね。わかりました。

それで、この優先順位ですけれども、例えば、日本国内よりインフルエンザが流行している海外の国に仕事でどうしても行かなければならないという人は、優先順位はどうなるんですか。

荒木健康増進課長

優先順位のお話でございます。日本もかなり流行はしているんですけども、例えば、仕事で、さらに流行しているような地域に行く場合に、その方の優先順位が上がるのかどうかという御指摘だと思います。

仕事をされる方については、非常に切実な部分があると思われませんが、当

然、その方が基礎疾患を持っていらっしゃるれば優先順位としては高いんですが、お仕事を海外へ行くと、そこが感染地域であるということで順位が上がるかという、既にある程度決まった優先順位でございますので、そこは固定化されているということで変わらないということです。逆に、日本のほうが、今、他地域に比べて感染していないかという、そういうわけでもないわけです。そこについては、変わらないというご回答になります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第21-10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについての請願事項の3のうち個人向けに係るもの

※請願第21-11号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求めることについての請願事項の3のうち個人向けに係るもの

意見 (「採択」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(地域医療再生計画について)

丹澤委員

地域医療再生計画につきましてお尋ねをいたします。

まだもらったわけではないぞという意見もありましたけれども、ぜひ、命にかかわる問題は、何よりも最優先する課題であります。峡南地域の医療というのは、ここに書いてあるとおり、山梨県の平均の医者の数を見ると、人口10万人当たりで192人もいるわけです。ところが、峡南地域というのは、半分の108人しかいない、まさに、医療砂漠という状況なんです。地域の住民としては、ぜひ一日も早くこの事態を改善していただきたいということなんです。

そこで、国からこのような地域医療再生計画というものに対する交付金が出ました。100億円のものがカットされてしまったわけですがけれども、ともかく、急いでも何でもいいから、命にかかわることをやってもらいたい。よその県がどうであれ、山梨県の県議会議員が山梨県のことを思う、当たり前のことだ。山梨県の県議会が、長野県が困っているからそんなことをやっていいのかなんてことは、むしろあってはならない。そのための県議会なんだから。そういう点で、僕は、ぜひ、幾つかお尋ねをさせていただきたいと思えます。

今、山梨県の救命救急センターですか、脳血管障害で救命救急センターへ運んだ場合に、助かる時間の範囲はどのぐらいなんですか。何分ぐらいなんですか。

山下医務課長

助かる時間がどのぐらいかという御質問だったと思うんですが、症状にもよりけりとなりますか、一律に何時間ということではなくて、脳血栓等ですと3時間ぐらいの間に新しい薬を投与すれば、後遺症が残らず治る場合もあるというケースもあれば、脳出血で脳幹の付近からの出血だとどうにもならないとかというお話もあるようですので、申しわけございません、一律的にどのぐらいであったらというのが、今、御返答のしようがございません。

丹澤委員

僕たちが、この委員会で救命救急センターに行ったときに、そこの主任の先生が非常に熱心に話をしていました。私の圏内でいきますと、市川三郷町のうちの本当にごく一部分だけは助かる。つまり30分以内に来てくれれば、脳血管障害の場合には助かるということでした。

そうしますと、中央病院というのは北の外れにありますから、そこを中心にして半径を描いて30分以内というと、ごく限られた地域の人になってしまう。私たちの峡南の場合には、ごらんとおり下へこのようになっているところだと大部分が外れてしまっている。

そのときにその先生が言っていました。せめて、ここほど立派なものでもなくてもいいから、2次救急ができるぐらいの施設を整備しないと、峡南の向こうの人たちは助からないという話を聞きました。私たちも県立中央病院並みのものを欲しいとは要望しません。しかし、せめて、2次救急で、救命救急センターへ運ぶ前の処置ができるぐらいの施設はあの地域に欲しいと思っているわけです。この25億円が取れるか取れないか、ともかく、地域にとっては何よりも関心事なのであります。

そこで、今、県はこういう事態になりまして、どこへお願いに行くんですか。一生懸命行ってお願ひしますお願ひしますということはないわけですか。

- 山下医務課長 25億円の地域医療再生計画につきましては、来週をめどに厚労省で外部の委員を入れた審査会といいますか検討会が開かれまして、年内には内示がいただけると。1月に正式な交付決定がいただけるのではないかとという予定で動いております、各県2カ所の計画は、現時点ではおおむね了承されるだろうという認識でございます。
- 丹澤委員 そうすると、山梨県が出している東部と峡南というのは、採択される可能性があるわけですか。
- 山下医務課長 100%大丈夫かというのは、私はお答えできる立場ではございませんが、現時点の感触では、2カ所の採択をしていただける見込みが十分あると考えております。
- 丹澤委員 それは、本当にありがたいことです。ぜひ、これがもらえるようお願いをいたします。
- それで、この地域再生計画の中で、峡南地域の問題で、鰍沢病院は御存じのとおり独立行政法人がやっています。残すといっても、我々は建物を残してくれと言っているんじゃない。病院機能を残していただきたい。このまま、内科医もない、ただ、病院があるだけで、病院とはいえどもごく少数の診療科しか入院できない、外来すらも十分にできないというものを残されても、それでは、建物があるだけになってしまう。だから、これは十分にあの地域の医療が、役割が果たせるような体制にしていきたいということなんです。
- そこで、この計画によりますと、県が鰍沢病院と市川三郷町立病院の共同経営または連携の病院機能の集約化ということで、施設の改修や設備の整備を行うと書いてあって、5億円と書いてありますけれども、これはどういう意味なんですか。
- 山下医務課長 委員からお話のございまして、峡南地域における医療提供体制というのは、非常に脆弱と。開業医の先生が少ないところがございますので、医療提供の中心は、病院だと。その病院がいずれも小規模かつ現在いらっしゃる常勤の先生方がそれぞれの病院、すべて1けたの人数でいらっしゃる。小さい病院が少人数で頑張っているんですが、それにもやはり限界はあろうかと。
- おっしゃるとおり、救急を初めとする峡南地域の方々の命を守るという意味では、医療資源をできるだけ効果的に、使えるという表現は適当ではないかもしれませんが、そのためには、先生方が1カ所に集まれるような、効果的かつ流動的な体制がとれるような仕組みが必要ではないかと私どもは考えております。
- そのために、峡南、縦に長い地域でございますので、北部と中南部という分け方をさせていただいております、北部でいいますと、鰍沢病院と市川三郷町立病院、ここを共同経営等によりまして、ある意味、救急医療の重点化ができるようなものとして考えております。そのための施設整備等で5億円という数字を計画の中には上げさせていただいております。
- 長くなりますが、現在、社会保険鰍沢病院につきましては、これまではRF0という整理機構の傘下で、売却というのが前提になっておりました。今国会に、新しく地域医療機能推進機構というような名称の機構をつくって、

存続をさせるというような趣旨の法案が提出されましたが、閉会中も継続審査というような状況になりまして、現時点では成立していません。したがって、社保鰺沢が残されるという方針ははっきりしましたが、どういう形態でどういう運営がなされるかというのが今時点全くわかりません。それが明確になった段階で、内容は変わってくるかもしれませんが、極端に言いますと、購入ということも可能なように、そういった5億円というお金をとりあえず支度してあります。もし、購入ということでなければ、鰺沢病院と市川三郷町立病院の役割分担、一部の診療科の役割分担、集中化といったことに対応できるように施設を整備したり、現在持っている機械を移設したりと、そのための経費として使いたいと考えております。

丹澤委員 そうすると、ここに出ている5億円というのは、病院を統合するということが前提の話なんですか。

山下医務課長 必ずしも統合が前提ではございません。鰺沢病院がRFO傘下の場合には、どこかに売却されるという事態も想定されましたので、そういうことも盛り込んでございますが、新しく社保庁の旧社会保険病院等が存続されるという方針ははっきりしましたが、どういう形態で残されるかがはっきりしないと。先ほど、委員のお話にもございましたとおり、建物を残すだけ、今までと何ら中身が変わらないということであれば、場合によっては買い取ったほうが良いという御意見も出てくるかもしれませんし、新しく立ち上がるだろう推進機構が、全体的な機構の中で医師の回しとかをしていただいで、今以上に医療資源が充実するような運営をしていただけるということであれば、別な方法もあり得るだろうということで、もう少し状況を見てからの判断になるかと思っております。

丹澤委員 そうすると、現状のようにどちらも赤字ばかりかさんでしまうような、あるいは、医師の確保ができないという状況であれば一緒にすると。あるいは、鰺沢病院を充実していただいで、十分その機能が果たせるとなった場合には、市川三郷町立病院はどうなるのでしょうか。

山下医務課長 これも、地元の関係者の皆さん、住民の皆様の御意見にもよろうかと思えますが、仮にでございまして、鰺沢病院が充実するような状況になってきた場合には、市川三郷町立病院の果たすべき役割というのは、今と少し変わって、もう少し役割分担とか、極端に言う、外来だけになるとか、一部の入院だけ受け付けるとか、そういう御議論も出てこようかとは思っております。

丹澤委員 そうすると、5億円というものは、施設整備の改築にお金をかけてくれるということで、そうすると、市川三郷町立病院も鰺沢病院も、双方が申請した場合には、市川三郷町立病院にも一定の金額が行くような仕組みになっているのでしょうか。今、現段階で、もし、近々のうちに決まりそうだけれども、決まった段階で、まだ、鰺沢病院がどうなるのか全くわからないという状況で、市川三郷町立病院が先に建物を直したいと、耐震化するのに直したいという場合には、先にそれを使ってしまうんですか。

山下医務課長 例えば、市川三郷町立病院が、このお金を使って建てかえをして耐震化を図りたいというようなお話があったとしても、この再生基金というのは特定病院の耐震化の建て直しのために使えるお金ではございませんので、この5

億円の中からそれが出ていくということはないです。

丹澤委員　　そうすると、これはあくまでも鰻沢病院と市川三郷町立病院を総合的に考えた中で、どのような医療体制が組めるかということではないと使わせないということなんですね。

山下医務課長　　地域医療再生基金は地域の医療機能を高めるためにどのように使うかということでございますので、基本的な趣旨は委員がおっしゃるとおりでございます。

丹澤委員　　そうしますと、相手の鰻沢病院のことがはっきり決まらなないと、要は、動けないということですか。

山下医務課長　　結論から申しますと、鰻沢病院の今後の様子というのがもう少しはっきりしないと、市川三郷町立病院に、例えば、新しい機種を整備するとか、一部施設改修をするといったことも、どういう趣旨でやるのかというのがはっきりしないものですから、もう少し鰻沢病院の動向というのを見きわめる必要があると思っております。

丹澤委員　　この地域医療再生臨時特例交付金の仕組みでいくと、よく僕が理解できないのは、この事業年度が23年から25年とありますよね。これは、もう交付金に来て、一般会計に基金で積み上げているからいつ使ってもいいよと、だから、期限はないからゆっくり検討して、25年までにちゃんとしてくださいよということですか。

山下医務課長　　委員がおっしゃったとおり、今回の計画が承認されますと、25億円という、2カ所であれば50億円ですけれども、25億円というお金が来ます。それを各都道府県は基金という形で積み上げまして、その基金の使用期限というのが25年度末ということでございますので、極端に言いますと、25年度末に使ってもよいということではございます。ただ、そこまで何もしないという意味合いではございません。

丹澤委員　　金丸委員にぜひお力をかりたいのは、鰻沢病院はよその県のことでないんです。25億円、まだ決まったものではないなんて言わないで、決まったぞという強い言葉を聞きたいです。

全国の85カ所でもいいんです。そのために山梨県があるんです。そのために山梨県議会はあるんです。よそに先駆けてやるのが山梨県の県会議員なんです。だから、そんなこと言わないで、どんどん飛んで行って、ぜひ、25億円もらえるように、そして、鰻沢病院が建物だけ残るのではなくて、本当に地域の2次医療が担えるような病院をお願いします。

堀内委員　　今の地域医療再生臨時特例交付金の件ですけれども、関連でお願いしたいんですけれども、今、山下課長から非常にいいような感触の答えが出たんですが、東部地域も非常に医療体制が脆弱になっているんです。以前、もし100億円出るようなことがあれば、東部地域に拠点病院、核たる病院をつかって、あとの、例えば、都留市立病院、大月中央病院、そして上野原市立病院、こういうものをネットワーク化するというようなお話をお聞きしたんですけれども、これが、実際、100億円がだめになりまして、25億円だと

いうことになったときに、使い道はどのような格好になるんですか。

山下医務課長

確かに、地域医療再生事業に100億円コースというのが従来はございまして、全国で10カ所というお話でございました。その際に私どもが考えておりましたのは、その100億円コースに富士・東部医療圏の申請を出させていただきたいと思っておりました。その背景といたしますと、富士・東部、人口は中北の医療圏に次ぐ2番目の人口を持ちながら、やはり、医療という面については、国中地域とは少し格差があるだろうということと、一番充実した中北の医療圏の各施設が、地理的条件からすれば、一番利用しにくいところだろうと。そのためには、比較論でございますが、医療圏の中で一定の医療が完結できるという体制が、ほかの医療圏よりも必要だろうということでした。

そう考えた場合に、なおかつ、富士・東部の場合でいいますと、特に、東部地区に関しますと、実は、その前段階として東部地域の医療提供体制というのは、さらに、残念ながら低いものがありまして、大きな公立病院が3つございますが、何とかやっぺらっぺらするのは都留市立病院ぐらいで、あとは病床利用率30%台というような病院。まずは、東部地域の医療機能の引き上げをした上で、富士吉田市立病院ですとか、山梨赤十字病院さんとかそういうところとネットワークを組んで医療圏の中で医療が完結できるようにしたいと。この東部地域の医療機能の引き上げの手段といたしまして、新しく核となる病院がこの100億円を利用してできればなと思っておりました。

残念ながら100億円というのがなくなりましたので、同様の考え方は変えてはおりませんが、東部地域の医療機能の引き上げというのを、個別の病院の医療機能の引き上げによってカバーするという内容に変更いたしまして、25億円コースを申請している状況でございます。

堀内委員

たしか、きのうかおとといの一般質問でもあったと思うんですけども、100億円がだめになって25億円だが、今までの考えを変えるとかそういうことをしないで、今までどおりの、例えば、100億円の構想、そういうようなものをひとつ前向きに考えて、ぜひ、東部地域に医療の再生を図っていただきたいという一般質問が、たしかあったと思うんです。

私も考えますと、都留市立病院もだんだん医師も少なくなりまして、今では御案内のとおり分娩もできなくなる。それからまた、大月に関しましては、医師が数名で運営している。そしてまた、上野原でも今度、また新しい市立病院を建てるんだとかというお話をしているんですけども、東部地域の場合は今、非常に困っているようなことが現状なので、100億円というのがだめになりましたけれども、ぜひ、その辺を何とか、県のほうでそれにかかわるような施策をとっていただきたいという要望をしておきたいと思えます。

金丸委員

大分、私のほうに話が来たり、押し込まれているような感じもしますので、責任ある立場ではありませんけれども、私の立場から考え方だけ披歴をしておきたいと思っております。

まず、100億円の、死んだ子の年は話をしないほうが良いと私は思っております。これは、御承知のように、第1次補正予算の2兆7,000億円削減の中から3,100億円が当初もらえたやつを、その中で100億円を10圏域とか、25億円を70圏域とかということで、補正予算が盛られた

と理解をいたしているわけあります。

今回の3,100億円は、私から言うまでもなく、皆さんに申し上げれば釈迦に説法で怒られるかもわからないけれども、経済対策と緊急経済対策ということでやっているということなんです。それで、本来これは経済対策というよりも、しっかり腰を落ちつけて、県の中においても、東部圏域をどうする、峡南圏域をどうする、峡北圏域をどうするというで議論をして、初めて、しっかりした方針を立てて予算化をして、それに基づいてやると。急ごしらえで、100億円という予算があるようだからといって、一生懸命計画を立てて提出すると、これも丹澤委員が言うように1つの方法です。けれども、私の立場からいくと、いずれにしましても、この25億円は、ぜひ、県として両圏域に努力してもらいたい。

峡北のほうでも、もちろん、峡北をどうしてくれるんだという意見もあるやに聞いているわけでありまして、必ずしも峡南と東部だけをやればいいことではないと思っているということでございます。

それで、その成果があらわれるのはこれからということでもありますので、もちろん、こんなところで大見え切って話をするものではありませんけれども、私もこの間、知事の国政要望の際に立ち会わせてもらったりとか、それから、今、事業仕分けを県内でもやっていたりして、費用過大だというふうに認識をいたしておりますので、また、それなりのルートを通じて、ここで表明することではないけれども、せつかくそういう意見があつて、丹澤委員からこんなに頭を下げられれば、私も受けとめなければならぬと思っております。

いずれにしてもそんなことで、考え方を御理解いただければと思います。

山下医務課長

25億円の地域医療再生計画は、いろんな医療課題がある中で、その課題を解決する1つの方法だと思っております。それ以外のことにもいろいろ取り組まなければいけないことが多々あると思っておりますので、できる限り努力をしていきたいと思っております。25億円の再生計画、ぜひ、2カ所とれますよう委員皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査は明年1月26日（火）に実施することとし、場所等は後日通知することとされた。
- ・常任委員会活動充実の取り組みとして、平成21年12月22日（火）午前10時から第4委員会室において、県立高等学校整備基本構想について執行部から事情聴取を行うこととされた。
- ・10月14日から16日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 進藤 純世